

世田谷区告示第 1 8 0 号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成 2 6 年 9 月世田谷区条例第 2 7 号）第 4 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成 2 6 年 9 月世田谷区規則第 6 7 号）第 5 条第 1 項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 4 日

世田谷区長 保 坂 展 人

号	職種	労働報酬下限額（1 時間あたり）
1	特殊作業員	3, 1 7 7 円
2	普通作業員	2, 8 4 8 円
3	軽作業員	1, 9 6 6 円
4	造園工	2, 8 8 0 円
5	法面工	3, 5 4 9 円
6	とび工	3, 4 9 6 円
7	石工	3, 4 8 5 円
8	ブロック工	3, 2 4 1 円
9	電工	3, 4 6 4 円
1 0	鉄筋工	3, 4 6 4 円
1 1	鉄骨工	3, 1 4 5 円
1 2	塗装工	3, 6 6 6 円
1 3	溶接工	3, 9 3 2 円
1 4	運転手（特殊）	3, 2 4 1 円
1 5	運転手（一般）	2, 6 9 9 円
1 6	潜かん工	3, 9 3 2 円
1 7	潜かん世話役	4, 7 0 7 円
1 8	さく岩工	4, 2 0 8 円

1 9	トンネル特殊工	3, 8 0 4 円
2 0	トンネル作業員	3, 2 9 4 円
2 1	トンネル世話役	4, 3 0 4 円
2 2	橋りょう特殊工	3, 6 9 8 円
2 3	橋りょう塗装工	3, 7 7 2 円
2 4	橋りょう世話役	4, 3 1 4 円
2 5	土木一般世話役	3, 4 4 3 円
2 6	高級船員	4, 0 5 9 円
2 7	普通船員	3, 2 7 3 円
2 8	潜水士	5, 3 0 2 円
2 9	潜水連絡員	3, 8 7 9 円
3 0	潜水送気員	3, 7 6 2 円
3 1	山林砂防工	3, 4 1 1 円
3 2	軌道工	6, 0 9 9 円
3 3	型わく工	3, 3 6 9 円
3 4	大工	3, 2 3 0 円
3 5	左官	3, 5 0 7 円
3 6	配管工	3, 0 3 9 円
3 7	はつり工	3, 1 9 9 円
3 8	防水工	3, 8 3 6 円
3 9	板金工	3, 6 3 4 円
4 0	タイル工	2, 8 8 0 円
4 1	サッシ工	3, 4 1 1 円
4 2	屋根ふき工	3, 6 0 2 円
4 3	内装工	3, 5 0 7 円
4 4	ガラス工	3, 3 5 8 円
4 5	建具工	—
4 6	ダクト工	3, 1 4 5 円
4 7	保温工	2, 9 4 4 円

4 8	建築ブロック工	—
4 9	設備機械工	2, 9 7 5 円
5 0	交通誘導警備員 A	2, 1 4 7 円
5 1	交通誘導警備員 B	1, 8 7 0 円
5 2	上記以外の職種	1, 4 6 0 円

備考

- 1 第 1 号から第 5 1 号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における 5 1 職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第 1 号から第 5 1 号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
 - (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1, 6 1 9 円
 - (2) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第 5 2 号に掲げる額
- 3 「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。